

○財務省告示第三百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（二年）（第三百四十五回）

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

価格競争の入札発競争による発行（以下「非  
格競争入札」という。）及び  
札場特別参加者による発行（以下「  
市場特別参加者」  
額を定めるものによる発行）  
下「国債市場特別参加者」  
非価格競争入札発競争

ハ 札発競争  
ロ 非競争入

も申込みのうちの応募額を順次割り  
当てる。その応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てる。その応募額を案分により  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発

入札発競争  
価格競争  
行争額

額面金額で二兆四千九百六十五  
億円、財政法第四十一条の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついで、千八百九十一年の  
億九千八百九十一年の  
要なる財源の確保を図るため  
債の発行の特例に関する法律第  
二条第一項の規定に基づき発行

七 払込金額																										
行争非者特	国債	札発	非競	入札	価格	競争	行争非者特	国債	札発	非競																
入価・第I	参加	市場	入	競争	競争	額	入価・第I	参加	市場	行争非者特																
二	百	二	四	二	二	千	で	た	条	特	で	た	条	特	七	金	し	二	六	額	発	四	万	金	し	
千	七	十	十	兆	千	億	二	利	第	別	二	利	第	別	十	額	た	条	千	面	行	十	円	で	利	
八	十	四	億	万	千	億	千	付	一	会	十	付	一	会	万	三	付	第	七	金	した	六	特	九	付	
二	百	六	千	九	百	七	億	国	の	に	億	債	の	に	千	百	国	の	十	で	利	第	一	千	国	
百	三	千	八	百	七	十	億	に	規	定	六	に	規	定	九	十	債	の	万	兆	国	の	一	兆	千	
三	十	五	万	七	千	七	億	つ	い	る	千	つ	い	る	八	億	に	規	円	、	八	千	に	規	定	
十	五	万	七	千	七	億	七	て	基	法	七	て	基	法	億	は	に	同	法	基	に	規	定	に	規	
七	千	七	千	七	千	七	億	、	づ	律	百	、	づ	律	三	は	は	同	法	づ	に	規	定	に	規	
千	八	千	八	千	四	百	七	額	き	第	万	額	き	第	千	は	は	法	き	に	規	定	に	規	定	
円	千	八	千	四	百	七	億	面	発	行	円	面	発	行	六	は	は	第	十	は	に	規	定	に	規	
								金	行	十	金	行	十	六	六	は	は	十	六	十	は	に	規	定	に	規
								額	し	六	額	し	六	六	百	は	は	十	六	十	は	に	規	定	に	規



十 十 十 十  
九 八 七 六

償 元 払 入 者 払  
還 利 場 札 者 込  
金 金 所 参 者 込  
額 支 金 加 者 込  
日 額

額 日 財 平  
面 本 務 成  
金 銀 大 二  
額 行 臣 十  
百 百 か 六  
円 円 ら 年  
に につ 通 十  
つ づ 知 月  
き き 受 十  
百 百 け 五  
円 円 者 日